

薬生食輸発0322第3号
令和5年3月22日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産オオバコエンドロのクロルピリホス、中国産えだまめのジフェノコナゾール並び
にベトナム産バナナのルフエヌロン及びジノテフラン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年
3月14日付け薬生食輸発0314第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、タイ産オオバコエンドロのクロルピリホスについて、検査命令を解除したことか
ら、令和4年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として
対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、中国産えだまめ及びベトナム産バナナのモニタリング検査において、食品衛生
法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、中国
産えだまめのジフェノコナゾール及びベトナム産バナナのルフエヌロンに係るモニタ
リング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸
出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタ
リング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第
3に下記を追加する。

さらに、これまでの検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナのジノテフランについてモ
ニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への
周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和5年 3月22日	タイ	オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	
	中国	えだまめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジフェノコナゾール)	LONG HAI YI DE INDUSTRY & TRADE CO.,LTD.
	ベトナム	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ルフェヌロン)	DEL MONTE INTERNATIONAL GMBH (香港) RED DRAGON'S